

申告受付は3月15日(月)まで

市・県民税の申告は 正しく、お早めに！

■問い合わせ 総務部税務課(☎982-1111、内線531~534)

市・県民税の申告は、平成22年度分の市・県民税、国民健康保険税等を計算するための大切な資料となりますので、期限内(3月15日(月)まで)に正しく申告をしてください。

申告をしないと…

- 税金の計算で各種控除が受けられません。
- 国民健康保険税や後期高齢者医療保険料の軽減措置などが受けられません。
- 所得証明書や課税証明書の発行ができません。

国民健康保険や後期高齢者医療保険の加入者も必ず申告を！

国民健康保険税や後期高齢者医療保険料の計算には、前年の所得の申告が必要です。前年中に全く所得がなかった場合や、所得が遺族年金や障害年金のように、市・県民税では非課税となる場合にも必ず申告をしてください。申告のない場合は、軽減措置の適用が受けられなくなります。

申告が必要な方

平成22年1月1日現在、伊予市に居住している方で、右記の「申告が不要な方」に該当しない方

【例】

- 平成21年中に営業・農業・不動産(地代・小作料等含む)・日雇い・アルバイト等の収入があった方
- 給与所得者で、給与以外の所得があった方(給与以外の所得が20万円以下で、所得税の申告が不要な方も、市・県民税の申告は必要です)
- 給与所得者で、年末調整を受けていない方
- 生命保険満期等の受取金、生命保険契約に基づく年金(個人年金)・配当金があった方
- 国民健康保険等に加入している方
- 所得がないが、家族の扶養にもなっていない方

申告が不要な方(申告義務免除)

- 平成21年中の所得が給与所得のみで、勤務先から給与支払報告書が提出されている方
- 所得が公的年金等(国民年金・厚生年金など)のみの方
※医療費控除や社会保険料控除など、各種の所得控除を受けようとする場合は、申告をしてください。
- 所得税確定申告書を税務署に提出している方



申告に必要なもの

- ①印かん ※認印で構いません
- ②筆記用具、電卓
- ③所得金額を証明する書類(源泉徴収票)
- ④事業(農業含む)所得・不動産所得を申告する場合、収入・必要経費の分かる書類(収支内訳書)
※収入・経費を必ず集計しておいてください。
- ⑤医療費控除を受ける場合、医療費の領収書 ※事前に集計しておいてください。
- ⑥保険料等(国民健康保険税、健康保険料、国民年金保険料、生命保険料、地震保険料など)の支払い証明書
※国民年金保険料については、「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」が必要
- ⑦本人名義の金融機関・口座番号が分かるもの ※所得税確定申告で、還付が発生した場合に必要

市・県民税の申告日程

■受付時間 9:00～11:00、13:00～16:00

中山地区

期 日	地 区	会 場
3月1日(月)	上長沢、長沢団地、下長沢、泉町1～4、福元、高岡、柚之木	中山地区 公民館 (保健センター講義室)
2日(火)	重藤、永木、福住、梅原、添賀、平村	
3日(水)	豊岡1・2、東町、門前、坪井、小池、大矢、野中	
4日(木)	影之浦、栃谷、日南登、漆、福岡、平沢、栗田2・3	
5日(金)	榎峠、竹之内、日浦、影浦、障子ヶ谷、坪之内、村中、山口、中替地、柿谷、安別当、梅之木、源氏、赤海、犬寄	
14日(日)	伊予市全域	伊予市 市民会館
15日(月)	伊予市全域	

双海地区

期 日	地 区	会 場
3月1日(月)	奥西、奥東、池ノ久保、本村、松尾、富貴、満野空、満野浜	下灘 コミュニ ティセン ター
2日(火)	本谷、石久保、閨住、富岡、日喰、上浜、下浜	
3日(水)	高野川、小網、城ノ下、灘町	ふたみ 基幹集落 センター
4日(木)	両谷、久保、三島、岡、日尾野、粒野、東峰、高見、犬寄、大栄、奥大栄	
5日(金)	本郷、塩屋、唐崎、及び双海全域	
14日(日)	伊予市全域	伊予市 市民会館
15日(月)	伊予市全域	

本庁地区

期 日	地 区	会 場
2月16日(火)	鵜崎、両澤、唐川、平岡	大平地区 公民館
17日(水)	大平	
18日(木)	三秋、本郡、中村	中村地区 公民館
19日(金)	森、尾崎	
22日(月)	市場、稻荷、三島	
23日(火)	八倉、宮下	上野地区 公民館
24日(水)	上野	
25日(木)	上三谷	
26日(金)	下三谷	
3月8日(月)	下吾川(新川、鳥ノ木団地除く)	伊予市 市民会館
9日(火)	新川、鳥ノ木団地	
10日(水)	米湊A-1(本郷上、本郷西、本郷中、本郷下、七反)	
11日(木)	米湊A-2・B・C(西野1～3部、米湊団地、東安広、桜町1・2部、栄町A～D、仲之町、南旭町、旭町1・2部、安広団地)	
12日(金)	灘町・湊町	
13日(土)	上吾川	
14日(日)	伊予市全域	
15日(月)	伊予市全域	

申告書は郵便で提出することもできます



今月号の広報いよしと一緒に配布する「平成22年度分市民税・県民税申告説明書」を参考にしてください。

森林環境税を拡充・継続します

愛媛県の森林環境を保全するための財源として、平成17年4月に創設された森林環境税の見直しが行われ、平成22年度から課税期間を5年間延長するとともに、税額についても年額500円から700円に変更されることが決まりました。これにより、平成22年度から市県民税の均等割の年額が4,500円から4,700円(内700円が森林環境税分)に変更されます。

新しい住民税の住宅ローン控除が始まります

平成11年から18年末までに入居し、所得税から控除しきれなかった住宅ローン控除がある方に加え、平成21年から25年までに入居した方も、住民税の住宅ローン控除を受けられることになりました。

あわせて、住民税における住宅ローン控除は、個人が市に申告書を提出しなくても受けられるようになったため、年末調整や確定申告で住宅ローン控除の適用を受けていれば、今後は住民税の申告は不要となります。

次の(A)又は(B)のいずれか少ない方の金額が控除額となります。(最高97,500円)

(A) 所得税の住宅ローン控除可能額のうち所得税において控除しきれなかった額

(B) 所得税における課税総所得金額等×5%

所得税の確定申告と納税は3月15日(月)まで

平成21年分所得税の確定申告期間は、2月16日(火)～3月15日(月)です。(土・日曜日を除く。ただし、松山税務署では、2月21日・28日の日曜日に、確定申告の相談・受け付けを行います。)

「電話相談センター」をご利用ください

所得税をはじめ、国税に関する一般的な相談について、税務相談室職員がお答えします。

松山税務署 ☎941-9121

■利用時間 平日の8時30分～17時

自宅のパソコンで申告書等の作成ができます

パソコンをお持ちの方は、国税庁ホームページ(<http://www.nta.go.jp>)にアクセスしてください。国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」で、確定申告書等が簡単に作成でき、自動計算機能で、記載漏れや計算誤りを未然に防ぐことができます。作成した確定申告書は、インターネットを利用して直接電子申告するか、A4サイズの普通紙に印刷して郵送で税務署へ提出できます。

さらに便利で使いやすく！イータックス(国税電子申告・納税システム)

自宅やオフィス、税理士事務所から、インターネットを利用して申告、申請・届け出等ができます。また、国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」で作成したデータは、そのまま電子申告することができます。

なお、平成21年分の所得税の確定申告を、本人の電子署名及び電子証明書を付して、申告期限内にe-Taxで行うと、所得税額から最高5,000円の控除を受けることができます。(平成19年分又は20年分の確定申告で、本控除の適用を受けた方は受けられません。)

※ e-Taxに関する手続きの詳細は、ホームページ(<http://www.e-tax.nta.go.jp>)をご覧ください。

